

## 年長少年に対する死刑

### The Death Penalty for Older Juveniles

菅原 由香

SUGAWARA, Yuka

#### 第1章 はじめに

年長少年（18歳及び19歳）には、少年法51条1項（「罪を犯すとき十八歳に満たない者に対しては、死刑をもつて処断すべきときは、無期徒刑を科する。」）があるため、死刑の適用が可能となっている。

しかし、年長少年であっても、少年法下にある少年であることには変わりがないのであるから、少年法のもつ精神から、死刑を科すことは許されないのではないかと考えられる。また、もし年長少年に死刑を科すことができるとしても、その適用基準は、少年と成人との精神の成熟度の違いなどから、同じであるとすることはできないのではないかと考えられる。

しかし、これに対し、少年といえども年長少年にもなれば、人を殺すことは成人と同様に悪いことだとわかっているのであるから、重大犯罪の量刑については、成人と同様に扱うべきであるとの反論が考えられる。

しかし、18歳未満の者にはいかなる場合であっても死刑を科すことができないのに、18歳になれば成人と同様に死刑を科すことができるとすると、その違いはあまりにも大きく、その年齢の違いにそれほどまでの差を設けることに、合理的な理由が認められるかが非常に疑問である。むしろ、この場合、年長少年も少年であるという面の方こそがむしろ強調されるべきであって、現行法上は年長少年に死刑を科すことは許されるとしても、その適用を考慮す

るにあたっては、少年であることを十分に重視して、少年ならではの事情が考慮された適用基準で行われなければならないものとするべきなのではないだろうか。すなわち、少年法の精神は、年長少年の死刑適用にあたっても、十分に考慮すべきではないかと思われるものである。

さて、このように考えることは可能であるものの、判例では、年長少年の死刑適用は行われており、かつ少年に対する死刑判決は必ずしも控えられていると言えるような状況にはなっていない。さらに、国民の間においても、少年に死刑が科せられることに反対するものとはなっていない状況にあるといえる。例えば、すでに裁判員裁判では少年に対して死刑が言い渡されているが、いわゆる「石巻事件」では、裁判を終えた裁判員の一人が、報道陣に対し、「私個人は14歳だろうが、15歳だろうが、人の命を奪ったという重い罪には、大人と同じ刑で判断すべきだと思い、そう心がけた。」と述べたことが報道されている<sup>(1)</sup>。またこの考え方は一般に違和感を覚えるものではないように思われる。この「石巻事件」の死刑判決は、平成26年1月31日に控訴審（仙台高裁）でも維持されている（上告中）。すなわち、プロの裁判官たちによってもこの判決は支持されたということになる。

そこで、本稿では、年長少年の死刑について、まずそれ自体が認められるものであるのか、またその適用基準は成人と同様のものでよいのかについて改

めて考えてみたいと思う。

先に述べたように、判例は少年の死刑を特に控えることなく適用してきている状況にあるといえる。このことから、年長少年に対する死刑の適用は、現在のところ、判例では覆される気運は高まっていないと言ってよい。一方、刑事法学者の間でも、現代は被害者の視点を入れることが無視できない状況にあるため、必ずしも年長少年に対する死刑が全面的に反対されているとも言い切れず、根強い反対論はもちろんあるものの、死刑廃止論の気運が高まっていない状況とも相まって、年長少年の死刑を控えるべきであるとの考えは劣勢にあると見るのが現実的である。

そもそも法律学の世界では、現在の判例がどうなっているのか、また現行法がどうなっているのかということ自体に一定の意義を認めるため、そのことを無視して議論を始めることは認められにくいものになっている。したがって、問題そのものに対し、直接アプローチをし取り組む姿勢を取ることは、他分野の研究に比較して難しいと言える。つまり、問題自体を真実や正義などの物差しで直接図ることが必ずしも自由に認められている状況にはなく、判例や条文がどうなっているかということには常に一定の配慮をしなければならないという暗黙のルールがある。つまり、判例や条文に異を唱える説を主張するのは法律学の分野では難しくなっていると言える。

この問題は法律上の議論であるため、このような事情を持つものではあるが、本稿では、あえて法律学的なアプローチに限定せず、そもそも年長少年に対し死刑を科すことは許されるのか、またその適用基準を成人と同様のものとすることに問題はないのかについて、社会的な視点、哲学的な視点、総合人間学的な視点から考える方法で取り組んでみたい。

すなわち、少年法が年長少年に対する死刑を認めていること、判例もこれを認めていること、世論はこれを支持していることは括弧に入れて、議論を進めていきたいと考える。

さて、次に、本問を考えるにあたり問題になると思われる点として次のものがあるので、指摘しておくこととする。

**【量刑論】**本稿で問題とする死刑の選択基準は量刑の分野の問題となるが、量刑の問題を扱うにあたっては次のことが問題となる。すなわち、量刑論には量刑基準がどのようなものであるべきかという問題と量刑に影響を与えるべき量刑因子は何であるべきかという問題があるが、それらが何かは不明瞭であるということがある。つまり、裁判所は証拠に基づき事実の認定と量刑をするが、裁判所が不当な量刑をしたとしても、それが不当な量刑であるとして、客観的に証明することは難しい状況にある。

犯罪の成立自体は刑法の適用により厳格に制限しているのに、量刑の段階になると、不当な量刑か否かの基準が非常に不明瞭になるという問題がある。また、量刑が不当であるということは、冤罪と同じ程度の問題があるとする意識が共有されにくいという問題もある。犯人が人違いであるといった冤罪事件については人権問題として大きく取り上げられるのに、不当な量刑には冤罪ほどの人権問題があるとの認識は、刑法学者にあっても必ずしも大きくないと思われる。

**【責任論】**刑罰を科すためには、それに見合った責任がなければならないことになっている。つまり、刑罰を科すためには、刑事責任を問うだけの非難可能性のあることが要求されるのである。少年の刑事処分が成人と同様の責任を問われることがないのは、このことによる。このように、少年に成人と同様の

刑罰を負わせるだけの責任があるというためには、成人と同様の精神の成熟度が備わっていなければならない。少年であっても年長少年の死刑についてだけは成人と同様の刑事責任が問われるべきであるとするならば、年長少年の精神の成熟度が成人と同様になったとの証明がなければならぬものと思われる。

【少年事件の裁判員裁判】少年事件の裁判は成人の事件の場合とは異なり、少年に独自の専門性が要求される。その一つに、後にも触れるが、少年の処遇を決めるためには心理学などの科学を用いなければならないとする「科学主義」と呼ばれるものがある。少年を裁くにあたっては成人にはない証拠を吟味することが必要とされるので、時間的制約などのある裁判員裁判から外すべきではないかという議論がある。先に述べた「石巻事件」の死刑判決は、結局控訴審で破棄されることはなかったが、弁護人により審理不尽が争われており（しかし控訴審はこれを否定）、少年事件に独特の審理がなされていないといった批判があった。

以下では、これらの問題も意識しながら、年長少年に対する死刑求刑事件の判決文・決定文を見ていくことにする。裁判所がどのような論理に従って年長少年に対する死刑を支持しているか、またそれを覆しているかを見ていきたい。

## 第2章 年長少年に対する死刑求刑事件の判決の理由

本章では、年長少年に対する死刑求刑事件の中から、どのような理由づけによって年長少年の死刑が基礎づけられてきたのか、またそれが回避されてきたのかについて、それぞれ見ていくこととする。

### (1) 「永山事件」

本件は、単独犯であり、事件当時の少年の年齢は19歳である。事件の内容は、ピストルを使って4名を殺害したというものである。本件は一審の死刑判決が控訴審で覆され、無期懲役刑となっている。しかし、この無期懲役判決がまた覆され死刑判決が確定し、執行もすでに行われている。まず控訴審の判決文を見てみると、以下のようになっている。

「少年に対して死刑を科さない少年法の精神は、年長少年に対して死刑を科すべきか否かの判断に際しても生かされなければならない。」（東京高判昭56年8月21日）

このいわゆる永山事件控訴審判決の判決文は、本稿で主張しようとする核心部分をまさに表現したのとなっているが、この判決はこの後第一次最高裁判決で覆されており、この控訴審判決は裁判所が採用するものとはなっていない。

この判決の理由を見ると、少年法51条1項を否定して、年長少年に対しては死刑を科さないといっているものでは決してなく、死刑の適用が可能な年長少年に対する死刑の可否の判断にあたっては、そもそも少年法が少年に対する死刑の適用を否定したものであるという精神を生かして判断されなければならないということをいうに留めたものに過ぎない。この基準に従えば、死刑以外の刑罰は考えられないような事件についてのみ死刑の適用が許されるという、かなり厳格な基準が採用されることになる。

しかし、この永山事件第一次控訴審判決は先に述べたように上訴審において覆されており、その理由は以下の通りとなっている。

「被告人の精神的成熟度が18歳未満の少年と同視し得ることなどの証拠上明らかではない事実を前提として本件に少年法51条の精神を及ぼすべきで

あるとする原判決は首肯し難い。」(最判昭58年7月8日)

本稿では深く立ち入ることができないが、死刑の適用は、死刑が現行法上規定されていることを尊重するとしても、死刑が究極の刑罰であることから、他の刑罰の場合とは全く異なるため、死刑以外の刑罰しか考えられない事件に限定して初めて適用が許されるとすべきであって、できる限りその適用は回避されるように運用されなければならないと考える。実現には至らなかったが、改正刑法草案では、その48条3項に、「死刑の適用は、特に慎重でなければならない。」とあり、このことが規定されたものとなっている。この規定は日の目を見ることはなかったが、この精神は死刑の適用にあたり、当然に考慮すべきものとして扱われるべきと思われる<sup>(2)</sup>。

このように、死刑の選択は他の刑罰の選択の場合と同じように行うことはその刑の性質上認められないのである。その理由は間違いがあったら取り返すことができないということばかりにあるのではなく、やはり、本来死刑制度をもつこと自体を人間が克服しなければならないからなのであり、死刑のない世の中を究極的に目指さなければならないことからくるものと思われる。つまり、死刑制度を廃止できないのであれば、死刑の適用は本当にやむを得ない場合についてのみ許されるとしなければならないのは当然なのであって、死刑と懲役刑とは全く質の異なる刑罰であることは、死刑を廃止できない国の国民がもっと自覚しなければならないことである。つまり、懲役刑の重さをどの程度にするかという判断と、死刑を選択するか否かの判断とは全く性質の違うものなのであって、これらを並列的に考えることはできないのである。このことを改正刑法草案第48条3項は、正当にも、条文化していたのである。現行法

上は死刑の適用を慎重にしなければならないとの規定はないが、先に述べたように、死刑制度を廃止することができないのであれば、死刑の適用は特に慎重にしなければならないと、できる限りその適用は回避するとの方向で考慮しなければならないことは当然のこととしなければならないのである。

## (2) 「名古屋アベック殺害事件」

本件は、集団での2名殺害の事件であり、死刑が求刑された少年はこのうち1名で、犯行当時19歳である。本稿で紹介する事件のうち、唯一死刑ではなく無期懲役刑が確定した事件である。本件の特徴は、男女を含む集団事件であり、計画性がなく、比較的短時間の間に、場当たりの、2名の殺人を犯しているという点にある。結果が非常に重大であるのに、殺害には計画性がないという点にも特徴がある。また、殺害の動機となるようなものは、犯行の発覚を防ぐという程度のものしか見当たらず、私見では、この種の事件にこそ事件の重大性に見合わない少年事件に独特の稚拙さが見られるものと思われる。すなわち、これらの少年事件に独特の事情から、成人の場合のように、結果の重大性により刑罰の軽重を決定することができない事件の特徴を見ることができると思われるのである。結果は重大であるが、その重大性を少年であるため認識できないゆえに、事件をエスカレートさせてしまった事件であるといえる。

本件では、死刑を回避するにあたり、控訴審の裁判所は以下のようにその理由を述べている。

「なんといっても死刑が究極の刑罰であり、最高裁判所が、…(中略)…死刑の適用基準<sup>(3)</sup>を定め、各裁判所においても、これをふまえ、重大事犯につき、死刑の適用をきわめて情状が悪い場合に限定し、

その是非を厳正かつ慎重に検討している現況にかんがみれば、本件の B（引用者注一少年の被告人）に対しては、無期懲役をもって、矯正による罪の償いを長期にわたり続けさせる余地があるものと判断した。」（名古屋高判平 8 年 12 月 16 日）

本件は、全く落ち度のないたまたま事件当時であってしまったアベックに因縁をつけて、短時間の間に、極めて残虐な方法により殺害したというものであり、結果の重大性からは、全く酌量すべき余地がないというべき事件である。すなわち、成人の現在の量刑相場からすれば（これが妥当なものであるかどうかは別論として）、死刑が選択されてもやむを得ないといわなければならない事件であったといえる。もっともこの死刑適用基準といわれるものは、これを適用することにより、等しく死刑か否かを判断できるような基準となっているかは疑問のあるところである<sup>4)</sup>。少年の集団事件で本件と同様に罪質から見ると非常に重いのに死刑が一人も出なかった事件に、いわゆる「綾瀬女子高生監禁致死事件」がある。本件も結果の重大性、犯罪の罪質から評価すると、死刑が言い渡されたとしてもおかしくないといえるような重大事件である。両判決が死刑とならなかった共通の理由は、事件の罪質を客観的に見るだけでなく、少年事件であるという特徴が十分に評価されたことにあるものと考えられる。このように少年事件においては、何をしたかではなく、どうしてそのような犯罪を犯してしまったのが丁寧に調べられることが必要となるのである。また少年であるがゆえに、更生可能性に期待をして、少年事件であるという事実だけをもって、成人とは異なる判断をしなければならないものと思われる。本件の死刑回避の理由が少年の死刑事件全体に浸透すべきであると考えられる。

### (3) 「市川一家 4 人殺害事件」

本件は、単独犯であり、事件当時の年齢は、19 歳である。短時間に 4 名を殺害している。本件の特徴は、一審から死刑判決が出されていることにあり、これが控訴審でも維持され、最高裁で確定している。

本件の一審判決では、次のように量刑の理由が述べられているが、この判決の理由は、先に見た永山事件第一次控訴審判決の理由とは正反対のものとなっているといえる。現在のところ、次の考え方が判例では支持されていると言える。

「人の生命が無二、至尊でかけがえのないものであるが故に、多数の者の生命を故なく奪ったことの責任を自己のかけがえのない生命で償うほかない場合も絶無ではなく、この理は年長少年に関しても基本的に異なるものではない」（千葉地判平成 6 年 8 月 8 日）

ここで一審判決は少年には死刑を科さねばならないとするのであるが、その理由は必ずしも明らかではない。すなわち、死刑の規定は現行法上有効であるので、適用すべきときには適用しなければならないということであろうが、「この理は年長少年に関しても基本的に異なるものではない」とする理由は付されていない。したがって、ここでは法律上は年長少年を死刑にすることができるということ、そして少年を成人と区別しないということしか言っておらず、なぜ年長少年の死刑が成人と同じ基準で行われなければならないかという肝心の理由はここでは示されていないことになる。この点を解釈すれば、少年法には年長少年の死刑の適用は成人と同じ基準で行ってはならないとは書いていないから、年長少年に死刑を適用できるのであれば、成人と同じように適用することができるものと考えられるということに

なるであろうか。

#### (4) 「木曾川・長良川リンチ殺人事件」

本件は少年3人による集団事件であり、本件当時の年齢は18歳と19歳である。事件の特徴は、短期間に4名を殺害したという点にある。また、共犯少年3人に同時に死刑判決が出ており、これが全員確定しているところに特徴がある。複数の少年の死刑確定は本件が初めてである。その理由付けは以下のようになっている。

「3 被告の刑事責任は誠に重いというほかなく、各犯行が場当たりのこと、それぞれ遺族らに謝罪の手紙を送るなどしていること、犯行当時いずれも少年だったことなど、酌むべき事情をそれぞれ最大限考慮しても、3 被告に対する2 審判決の死刑の判断は、やむを得ない。」(最判平23年3月10日)

ここでは、要するに、結果の重大性から、少年の刑事責任が重いとして死刑に処さなければならないということが指摘されているだけであり、その他の事情は、重大な犯罪結果の前では、死刑判決を覆すまでのものには至っていないと評価しているだけにすぎないのである。つまり、ここでも少年であるという事情ではなく、事件の重大性が考慮されているだけなのであって、結果の重大性の前では、その他の少年であるなどの事情があったとしても、考慮することができないといっているに等しいこととなる。つまり、重大事件の場合の量刑は、成人の刑事処分を決定する際に考慮する方法と変わらない方法によって見ることができるのである。もし死刑判決を導くのにこのような考え方を採用しているとするれば、これは少年法の適用下にある少年に対する量刑を考えるにあたり、考えなければならない要素を欠いて出された誤った判決であるといわざるを得な

いのである。

本事件の報道の中で、非行臨床心理学の専門家は、本事件が少年に独特の特徴を持った事件であることを的確に指摘している<sup>5)</sup>。

#### (5) 「光市母子殺害事件」

本件は、単独犯であり、犯行時の少年の年齢は18歳である。2名殺害している。本件の特徴の一つとして、18歳と30日での犯行という点が挙げられる。つまり、約1月犯行日が早ければ、死刑を言い渡されることはなかった事件ということになる。このような場合でも、死刑の適用は成人と同様でよいのか改めて問題とされなければならない事件であったといえる。一審と二審では、無期懲役判決が言い渡されているが、その後は、死刑判決が言い渡されており、この死刑判決がすでに確定している。

本事件は、以下のように結論付けて、死刑判決を言い渡している。

「少年法五一条は、死刑適用の可否につき一八歳未満か以上かという形式的基準を設けるほか、精神的成熟度および可塑性といった要件を求めていることに徴すれば、年長少年について、精神的成熟度が不十分で可塑性が認められる場合に、少年法五一条を準用して、死刑の選択を回避すべきであるなどという弁護人の主張には賛同し難い。」(広島高判平20年4月22日)

つまり、判決は、年長少年の死刑について、それがたとえ1か月の違いであったとしても、全く考慮する必要はないと言い切っているのである。おそらくこの論理からすれば、その差が1日であったとしても、結論に変わりはないのであろう。少年法51条1項には、年長少年には死刑を科すことができると書いてあるのであるから死刑を科すことができる

のであって、また死刑適用の際少年であるという事実特に配慮すべきとも少年法には書いていないのであるから、成人と同様の基準で判断することに問題はないとするのであろう。

しかしながら、これについては、51条1項の誤った反対解釈であるとの批判が免れないであろう。すなわち、条文を文言通りに読んで、成人と区別すべきとする文言がないのであるから成人と同じ基準で量刑すべきであり、精神的成熟度が不十分で可逆性が認められる場合であっても死刑を回避できないとするのは、少年法の精神に反した誤った解釈であると言わざるを得ない。以下の平成24年の第二次上告審判決の宮川裁判官の反対意見にあるように、精神的成熟度が少なくとも18歳を相当程度下回っていることが証拠上認められるのであれば、51条1項があったとしても、死刑を適用できない場合と見るべきであるのであって、本件については死刑は回避すべきであった事件であると思われる。死刑の選択は積極的に行ってはならず、できるだけ控えるようにすべきであるのは先にも述べたとおりである。

宮川裁判官は、次のように反対意見を述べている。

「精神的成熟度が少なくとも一八歳を相当程度下回っていることが証拠上認められるような場合は、死刑判断を回避するに足りる特に酌量すべき事情が存在するとみることが相当である。」(最判平24年2月20日)

この宮川裁判官の反対意見は、少年事件を理解する上で当然のことを述べたにすぎず、上記の多数意見は、事件が少年事件であることを無視した誤った解釈に基づくものであるため、支持することはできないものと言わなくてはならない。

## (6) 「石巻事件」

本件は、2名の殺人、1名の殺人未遂が認定された事件である。この事件の特徴は、裁判員裁判で初めて死刑判決が言い渡された点にある。先にも触れたように、控訴審でもこの死刑判決は支持されている。現在上告中である。

控訴審で第一審の裁判員の死刑判決が支持された理由は次の通りとなっている。

「弁護人は、被告人が本件当時18歳7か月の少年であることを指摘するが、この点は、被告人の刑を決めるにあたって相応の考慮を払うべき事情ではあるが、先に見た本件犯行態様の残虐さや被害結果の重大性に鑑みると死刑を回避すべき決定的な事情とまではいえず、総合考慮する際の一事情にとどまり、ことさらに重視することはできない。」(仙台地判平22年11月25日)

すなわち、被告人が少年であるという事実は、量刑を決めるにあたって相応の考慮を払うべき事情であるので考慮はしたのであるが、本件犯行態様の残虐さや被害結果の重大性から、本件についての被告人が少年であるという事実は、死刑を回避するために重視できるものではないというのである。つまり、重大事件については、少年であるという年齢はあまり意味を持たなくなるというのであろうか。もしくは十分考慮したけれども、死刑を選択せざるを得ないほどに重大な事件であったと評価されたということなのであろうか。つまり、理屈で考えると、死刑の言い渡しを受ける事件の中にも段階があって、(1)死刑にすることがやむを得ないというべきもの(殺人を含むため、死刑が考えられる事件)、(2)死刑にしなければならない事件(死刑がふさわしい事件)、(3)死刑以外の刑罰は考えられない事件(犯情等が重すぎて、誰が見ても、死刑以外の刑罰の選択

が考えられないような事件), というものがあるということであろうか。そこで, 本件については, 犯情から, (2)もしくは(3)の段階にあったので死刑にしたのであろうか。もしこれが(1)の程度であれば, 少年であるという事実から死刑言渡しを回避されたかもしれないが, あまりにも重過ぎたため, 少年であるという事情を加味しては見たものの, 死刑を回避できる程度には至らなかったということなのであろうか。その辺りは判決文を見ただけでは, 明らかではない。本件は確かに一度に2名を殺害し, 1名に対し殺人未遂を犯した重大事件であるが, その経緯等をみると, 必ずしも死刑以外には考えられないような重大事件であったと見ることはできないのである。すなわち, 成人の場合であったとしても, 無期懲役が検討された事件ではなかったかと思われるのである。

以上の判決文等を見てきた結果, 裁判所は, 年長少年に対する死刑の適用基準を成人と区別するという方針を採用していないことが共通してあることがわかった。

しかし, 今まで見てきたように, その理由は必ずしも説得力のあるものとはいえず, 犯情が悪いから少年であったとしても死刑の言い渡しを回避できないということを示しただけにすぎないものであったように思われる。つまり, 年長少年の死刑選択基準はなぜ成人と同じでよいのかは明らかにされていないように思われる。

### 第3章 少年犯罪について考慮すべき事情

本章では, 少年が重大犯罪を犯したとしても, 成人と同様に責任を問うことに理由がないことについて見ていくこととする。

まず, 少年犯罪は凶悪化しているから, 少年であ

っても重罰化しなければならないと言われることがあるが, 少年犯罪は増加傾向にはないということは正確に認識されるべきである。一般予防の見地から, 少年にも成人と同じように死刑を科さなければならない理由として主張されるであろうものに, 少年犯罪が増加しているとか凶悪化しているというものがあるが, これには, 實際上理由がない。むしろ, 少年による刑法犯の検挙人員は, 昭和59年以降平成7年まで減少傾向にあるのである。人口比(人口10万人当たりの人員)で見ても若干の増減を経て, 平成16年から毎年少年犯罪は減少傾向にある。そして, 平成24年は最も少なくなっている。12歳から19歳の非行少年率(10万人当たりの一般刑法犯検挙(補導)人員)も減少傾向にある(『犯罪白書』平成25年版法務省法務総合研究所)。従って, 少年犯罪が凶悪化していることを少年の量刑の引上げの理由の根拠としようとするのであれば, それは漠然とした不安感だけによって少年刑の重罰化を行おうとする誤った解釈に基づくものであるといわざるを得ない。

次に, 少年法 の精神について見ていくこととする。少年のいかなる刑事事件についても, 少年法1条の「健全育成」は指導理念となる。また, 少年法50条では, 少年の刑事事件の審理の方針が規定されており, 少年法9条の科学主義(「前条の調査(少年事件の調査のこと一引用者注)は, なるべく, 少年, 保護者又は関係人の行状, 経歴, 素質, 環境等について, 医学, 心理学, 教育学, 社会学その他の専門的智識特に少年鑑別所の鑑別の結果を活用して, これを行うように努めなければならない。」)の趣旨に従って行われなければならないと規定している。

最後に, 少年法55条には, 家庭裁判所への移送についての規定があり, そこでは, 「裁判所は, 事



実審理の結果、少年の被告人を保護処分にするのが相当であると認めるときは、決定をもって、事件を家庭裁判所に移送しなければならない。」と定められている。すなわち、少年の刑事事件は、保護処分相当であれば、成人と同様の刑事裁判ではなく、家庭裁判所に移送することが認められているのである。このように、少年事件の場合、事案の重大性に関わらず、少年を保護処分にするのが相当であると認められるときには、家庭裁判所へ移送して、刑事罰ではなく保護処分にするのが法律上認められているのである。

この精神は、少年事件全体に流れていなくてはならないものであることが、今こそ再確認されなくてはならないのである。

#### 第4章 結びにかえて

少年と成人は、刑事責任の観点において異なる性質を有することから、少年には少年法が特別法として存在する。従って、少年法では年長少年に死刑を科することが認められているが、成人と少年とは異なるため、死刑の適用にあたっては、成人と同じ基準ではなく、少年独自のものとしなければならず、またその適用はできる限り控えられなければならない。

近年は、子どもの虐待やいじめ問題への関心が高まり、子どもの人権を守る風潮がようやく出てきているところであるが、この風潮とは逆に、少年犯罪に対する寛容の精神はなぜか認められる傾向にはなく、むしろ厳しさを増してきているようにさえ思われる。悪いことをした少年に対する社会の目は一層厳しくなり、それを受けて求刑も高くなる傾向にあると言われ、少年に対する量刑は、成人の厳罰化傾向の影響を直接受けているように思われる。

しかし、刑事責任という観点からは、少年に成人と同様の非難が可能であるといえるためには、少年も成人と同じように精神が成熟してきたと評価できるようになったということが認められなければならない。少年の客観的な行為だけを捉えて、犯行態様が残虐であるから重罰に処すべきとすることには理由がないのである。残虐な犯罪に対応して刑罰を重くしようとするのはストレートな応報刑の考え方を採用するものであり、少年事件については特に認められないといわなくてはならない。可塑性に富み、更生可能性の余地が高いと見られている少年には、応報刑ではなく教育刑の精神が反映されなければならないのである。この考え方からは、重罰化や死刑を科す理由は成り立たない。また少年にはみな更生可能性があることから、少年を死刑にすることは許されないのである。

一方で、少年の厳罰を支持する者たちは、少年の生い立ちや生育歴が犯罪の原因となっていることを軽視し、同じ環境にあっても犯罪をしなかった者のいることを根拠に犯罪少年を非難する。しかし罪を犯さないで済んだ者は罪を犯さないで済むだけの判断力が備わっていたから犯罪を犯さなかったのであって、これをもって犯罪少年を非難する論拠とすることはできないのではないだろうか。

少年犯罪を裁くには、少年犯罪に特有の実態に即して判断しなければならず、少年犯罪には犯罪そのものに対するストレートな怒りや被害感情を刑罰にそのまま反映させることはできないと考えなくてはならないのである。

#### 注

- (1)平成22年11月26日付「朝日新聞」朝刊。
- (2)昭和49年12月発行の法務省の刑法改正資料（六）

『法制審議会 改正刑法草案 同説明書』によると、「死刑の存廃が刑法だけでなく全法律制度のうちで最も重要な問題の一つであることはいうまでもなく、これまでも洋の東西を問わずあらゆる角度から検討が重ねられてきたのであるが、法制審議会においても、凶悪な犯罪を犯した者の道義的責任、人命尊重の要請、被害者感情への配慮、死刑の有する教育的効果及び犯罪抑止力、現在の犯罪情勢、死刑に対する国民感情、誤判の可能性、諸外国における立法及び運用のすう勢などの諸点があらためて検討され、死刑の全廃を主張する意見も出されたが（第二次案第三二条・第三四条別案，総会修正案6），凶悪な犯罪がいまなお跡を絶たないだけでなく、昭和四二年六月に総理府が行った全国世論調査によると、国民の大多数（七〇％）がその存置を希望している現段階において、直ちにこれを全面的に廃止することは適当でないとする意見が強く、死刑は存置することに決定された。…（中略）…現在でも死刑の言渡はきわめて慎重に行われているが、その趣旨をいっそう明らかにするため、…（中略）…量刑上の基本原則を新たに規定することになった（第四八条第三項）。」と報告されている。（同，125，126頁）。

(3) 「死刑制度を存置する現行法制の下では、犯行の罪質、動機、態様ことに殺害の手段方法の執拗性・残虐性、結果の重大性ことに殺害された被害者の数、遺族の被害感情、社会的影響、犯人の年齢、前科、犯行後の情状等各般の情状を併せ考察したとき、その罪質が誠に重大であって、罪刑の均衡の見地からも一般予防の見地からも極刑がやむをえないと認められる場合には、死刑の選択も許されるものといわなければならない。」（最判昭58・7・8）

(4) このいわゆる永山基準は、考慮要素を列挙しただけで、基準とは言い難いものであるとの指摘があ

る。確かに判決文を見ると、考慮すべき要素を列挙してはいるものの、それらを具体的にどのように死刑選択基準に反映させるべきかについての記述は見当たらない。いわゆる「石巻事件」も永山基準に従ったことが明記されているが、それが本来の永山基準であるかどうかには疑問が呈されている（本条武2014：290）。

(5) 加藤幸雄・日本福祉大学長（非行臨床心理学）は次のように述べる。「…（中略）…計画性のないなりゆきまかせの犯行だった。互いに虚勢を張り合い、引くに引けなくなって行動がエスカレートした典型的な少年犯罪である。重大事件を起こす少年の多くは、成育歴や家庭に根深い問題を抱え、同年代と比べて知的にも情緒的にも育つ条件が悪い。社会の中でも支えを得られず、反社会的世界の中にみせかけのぬくもりを見だし、せめて仲間内では馬鹿にされたくないと、強がる。3 被告もそれぞれ貧困、虐待などで健やかに育つ基盤が崩れ、回復できる環境にも恵まれなかった。彼らの成育歴をみると、あまりにも環境が苛烈で、発達する権利を奪われている。…（中略）…社会に広まる『わが子中心主義』から脱却しよう。子育ては個別の家庭の課題であると同時に、社会全体の営みだ。少年やその家庭に責任を押しつけて排除するのではなく、どうしたら彼らが社会の中で居場所や役割を持てるか考え続けること。それが、この事件が私たちに問いかけたものではないか。」（2011年3月11日「朝日新聞」朝刊）

#### 参考文献

- 岩井信他編（2012）『少年事件と死刑』インパクト出版会  
 澤登俊雄（2011）『少年法入門（第5版）』有斐閣  
 司法研修所編（2007）『量刑に関する国民と裁判官』

の意識についての研究』法曹会

田宮裕・廣瀬健二編（2001）『注釈少年法（改訂版）』

有斐閣

廣瀬健二編（2011）『裁判例コンメンタール少年法』

立花書房

本庄武（2014）『少年に対する刑事処分』現代人文

社

丸山雅夫（2012）『少年法講義（第2版）』成文堂

菅原 由香（日本文化大学非常勤講師）